

# 平成 23 年度 専攻建築士審査・登録及び更新申請受付のご案内

(公社)愛知建築士会

## 1 申請受付期間

平成 23 年 9 月 1 日(木) ~ 10 月 31 日(月)

## 2 申請書類の配布

**申請用紙は原則として、ホームページからダウンロードしてください。**

(公社)愛知建築士会ホームページ(<http://www.asanet.or.jp/member/cpd.html>)

郵送希望の場合は、「専攻建築士審査・登録又は更新申請書希望」と明記した封筒で郵送請求してください。

・郵送料 210 円分の切手を貼付した返信用封筒(郵送先を記入、角 2 サイズ)を送付願います。

(郵送先) 〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目 3 - 26 昭和ビル5階 (公社)愛知建築士会

## 3 申請書類提出方法及び提出先

提出方法

・ホームページからダウンロードした申請用紙にパソコンで入力し、**様式 1 ~ 6 まで全て印刷したもの及びその全てのデータ(氏名と専攻建築士登録番号を記入した CD - R または DVD - R)をご提出ください。**

**提出書類、データは返却いたしません。**

・手書きによる場合は、黒のボールペンを用い、わかりやすくはっきりご記入ください。

・**書類のみを提出する場合(データ提出できない場合)、写真は写真用印画紙にプリントしたもの(裏面に名前を記入)を添付してください。**コピー紙に出力したものは、登録証作成に不都合が生じる場合があります。

提出先

・持参の場合

(公社)愛知建築士会事務局に 9:00 ~ ~ 17:00 の時間にご提出ください。

・郵送の場合

締め切り日消印有効

簡易書留郵便にて申請してください。(普通郵便で紛失等の場合の責任は負いません。ご了承ください。)

(郵送先) 〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目 3 - 26 昭和ビル5階 (公社)愛知建築士会

## 4 書類審査・登録及び更新手数料並びに払込先

手数料

**会員**

16,800 円(審査手数料 10,500 円+登録手数料 6,300 円消費税を含む)

(但し複数領域の専攻希望者は、1領域追加ごとに 10,500 円を加算)

**会員以外のすべての建築士**

28,350 円(審査手数料 17,850 円+登録手数料 10,500 円消費税を含む)

(但し複数領域の専攻希望者は、1領域追加ごとに 17,850 円を加算)

・審査手数料は、審査受理に至らなかった場合を除き返還しません。

・登録手数料は「要件を満たしていない方」に対してのみ、事務局から払い戻しをします。

振込先

郵便振替 00870 - 3 - 131059 名義 <sup>シヤ</sup>公益社団法人 <sup>アイチケンテクシカイ</sup>愛知建築士会

(他金融機関からの振込用口座番号は 089 店 当座 0131059)

・審査手数料は、複数人数分振り込まず個人名義で振り込んでください。

・振替手数料は個人負担をお願いします。

## 5 審査基準

申請に際し、CPD制度に参加登録+CPDデータ登録がされていることが必要となります。

・新規登録の方の必要CPD単位は、申請の日の1年前から当該申請の日の前日までの期間で、CPD単位が12単位以上必要になります。

・新基準による更新の方の必要CPD単位は、申請の日の5年前から当該申請の日の前日までの期間で、CPD単位が60単位以上必要になります。

ただし、旧基準によるCPD単位については、新基準で認められる単位の置き換えて計算します。従来認められた委員会活動、通信教育、重み付等一部認められない単位がありますので注意をお願いします。(必要単位数の詳細については愛知建築士会事務局にお尋ね下さい。)

・旧基準を利用する場合は、それぞれの期間を案分して計算しますので、詳しくは事務局へお尋ね下さい。

・データ登録の済んでない方は、愛知建築士会事務局にて手続きをお願いします。

## 6 登録及び更新手続

要件を満たしていると認められた方は、(社)日本建築士会連合会に推薦いたします。

登録及び更新後、申請内容に不義があった場合は、専攻建築士の称号を得ることが出来なくなります。

また、この場合の登録及び更新手数料は返還できませんのでご注意ください。

登録及び更新の有効期間は5年間です。(有効期限は登録証に明記されます。)

## 7 注意事項

申請書作成後は、「専攻建築士申請書類確認書」(様式6)で書類・内容をご確認の上、ご提出ください。

申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることが出来ません。また、審査の過程において、別に委員会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申告は受け付けられません。なお、申請のために提出された書類については、返却には応じられません。

誓約書(様式1)にご記入いただいた専攻領域、専門分野表示は各申請書の記入欄において統一してください。

申請できる専攻領域は3領域まで、専門分野表示の数は、1専攻領域当たり3件までですのでご注意ください。

また、1分野3件以上の実務実績が必要です。